

臼杵市空き店舗活用支援事業補助金



まちなかの賑わい創出及び地域経済の活性化を図るため、空き店舗を活用して事業を行う事業者等に対し、補助金を交付します。

対策区域 空き店舗	<ul style="list-style-type: none">町八町地域（本町、新町、唐人町、豊屋町、横町、浜町、掛町、田町）商店街地域旧商店街地域国道10号線沿線に面する野津町大字野津市及び大字宮原地域		
補助対象事業・補助対象者	<p style="text-align: center;">空き店舗活用事業（対象：出店者）</p> <p>【補助対象事業】 空き店舗対策区域に位置する空き店舗を賃借若しくは購入又は空き店舗の跡地に店舗を建設し出店するもの</p> <p>【補助対象者】 以下の要件を全て満たす者</p> <ol style="list-style-type: none">1. 商店街又は臼杵商工会議所又は野津町商工会いずれかの出店推薦書（様式第1号）を提出できること。2. 個人にあつては、臼杵市内に居住又は事業開始後臼杵市内に居住すること。3. 法人にあつては、市民を新たに雇用又は従業員が市内に転入すること。4. 市税の滞納がないこと。5. 空き店舗等の所有者と同一世帯又は生計を同じにしない者、又は3親等以内の者でないこと。6. 夜間のみでの営業ではなく、客が直接来店し、近隣の賑わい創出に寄与するものであること。7. 週5日以上営業し、3年以上継続して営業する予定であること。8. 建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の「種類」が、店舗・事務所・旅館・料理店に該当しているか など		
経費対象	<table border="1"><tr><td data-bbox="204 1406 863 1653">出店に係る改修費・備品購入費・広告費 補助率：1/2 上限50万円 ※備品購入費については、3年以上の継続使用を目的として取得するものであり、かつ、1件の購入価格が3万円以上のものに限る。</td><td data-bbox="863 1406 1530 1653">1年間の賃借料 補助率：1/2 上限30万円</td></tr></table>	出店に係る改修費・備品購入費・広告費 補助率：1/2 上限50万円 ※備品購入費については、3年以上の継続使用を目的として取得するものであり、かつ、1件の購入価格が3万円以上のものに限る。	1年間の賃借料 補助率：1/2 上限30万円
出店に係る改修費・備品購入費・広告費 補助率：1/2 上限50万円 ※備品購入費については、3年以上の継続使用を目的として取得するものであり、かつ、1件の購入価格が3万円以上のものに限る。	1年間の賃借料 補助率：1/2 上限30万円		
申請方法	<p>以下の書類を揃え、募集期限までに申請してください。 （申請書は臼杵市ホームページからダウンロードしてください。）</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 出店推薦書（様式第1号）<input type="checkbox"/> 指定事業者指定申請書（様式第2号）<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第3号）<input type="checkbox"/> 住民票謄（抄）本又は登記簿謄本<input type="checkbox"/> 市税完納証明書<input type="checkbox"/> 定款又はこれに準ずるもの（法人の場合）<input type="checkbox"/> 空き店舗等の位置図<input type="checkbox"/> 空き店舗等の賃貸借契約書又は売買契約書の写し<input type="checkbox"/> 改修に係る工事請負契約書又は見積書写し<input type="checkbox"/> 改修工事前の店舗等写真<input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し		